

岩沼医療圏存続を求める意見書

現在、見直しが行われている第4次宮城県地域保健医療計画には、二次医療圏として岩沼医療圏が盛り込まれています。岩沼医療圏は第3次計画から第4次計画に移行する際、医療圏が5圏域から10圏域に再編され、仙台医療圏から独立したものです。

しかし、今回示されている第5次宮城県地域医療計画（案）では、岩沼医療圏は再び仙台医療圏に包含されるものとなっています。

高齢化が進む岩沼医療圏にとって、今回、再び仙台医療圏に包含されることになれば、医療圏が広範になることにより、新計画が目指す「医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供」等の実現が難しくなることが予想され、住民に大きな不安を与えることが懸念されます。また、本医療圏が連携しながら進めてきた広域事業をも揺るがすものであると考えます。

つきましては、地域のこうした実情を踏まえ、岩沼医療圏を第5次「宮城県地域医療計画」においても引き続き独立した医療圏として位置づけるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月10日

名取市議会議長 佐藤賢祐

宮城県知事 殿

宮城県医療審議会会長 殿